

19 ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)

ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)は、瀬戸内エリアで観光関連事業を行う中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、瀬戸内観光の活性化のために必要な資金を円滑に供給する保証です。

対象となる方	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する方 ①せとうちDMO ^(※) が運営するメンバーシップ制度の会員であること ②一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けていること (※)せとうちDMOは、一般社団法人せとうち観光推進機構と株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを中心に構成された組織です。																																	
資金使途	事業資金 (注)瀬戸内観光の活性化に資する資金に限ります。																																	
保証限度額	5,000万円 (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																	
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																																	
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																	
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 (一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)																																	
貸付利率	金融機関所定利率																																	
担保	必要に応じて提供していただきます。																																	
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																	
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>1.71%</td> <td>1.58%</td> <td>1.40%</td> <td>1.22%</td> <td>1.04%</td> <td>0.90%</td> <td>0.72%</td> <td>0.54%</td> <td>0.41%</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.04%</td> </tr> </tbody> </table> (注)会計処理に関する割引制度の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有	貸借対照表あり	1.71%	1.58%	1.40%	1.22%	1.04%	0.90%	0.72%	0.54%	0.41%	保証料率	貸借対照表なし	1.04%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																								
責任共有	貸借対照表あり	1.71%	1.58%	1.40%	1.22%	1.04%	0.90%	0.72%	0.54%	0.41%																								
保証料率	貸借対照表なし	1.04%																																
保証割合	責任共有制度対象																																	
必要書類	所定の申込書類のほか、一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書の添付が必要です。																																	
その他注意事項	自治体融資制度および他の保証制度等との併用はできません。																																	

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。